参考様式

地域維持型道路管理業務共同企業体協定書－分担型－（参考）

（目的）

第１条　当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　弘前市発注に係る下記業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託

業務名　　業務

二　前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当企業体は、○○地域維持型道路管理業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、平成　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受託できなかったとき、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所　在　地

称号又は名称

所　在　地

称号又は名称

所　在　地

称号又は名称

所　在　地

称号又は名称

所　在　地

称号又は名称

所　在　地

称号又は名称

所　在　地

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、委託料等の請求、

受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。

２　当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規程及び第９条に規定する運営委員の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。

（分担業務等の額）

第８条　各構成員の業務等の分担は、次を基本とする。ただし、分担業務等について発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

除雪業務　　○○○○○○
　　○○○○○○
　　○○○○○○
道路維持業務　○○○○○○
　　○○○○○○
　　○○○○○○

２　前項に規定する分担業務等の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の遂行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条　各構成員は、業務の委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条　当企業体の取引金融機関は、　　銀行　　店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（業務等の分担）

第 12 条　各構成員の業務等の分担の詳細は、運営委員会で定める。

（構成員の必要経費の分担）

第 13 条　構成員は、その分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分担を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 14 条　業務等の実施中に発生した共通の経費等については、分担業務等の額の割合により、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

（決算）

第 15 条　当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第 16 条　構成員がその分担業務等に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 17 条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第 18 条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が業務を完了する日まで脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該業務を完了するものとする。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員は、脱退構成員が脱退前に有していた分担業務等を残存構成員により分担するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第 19 条　構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第２項、第３項、前条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第 20 条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 21 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○○ほか　　社は、上記のとおり○○地域維持業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を　通作成し、各通に構成員が記名捺印のうえ、１通は弘前市に提出し、他は各自所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印
所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印
所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印
所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印